

# キャラクターの保護と引用による使用について

## 知財グループ

弁護士 加藤 幸江 弁護士 中務 尚子  
弁護士 松本 久美子 弁護士 角野 佑子

### 第1 はじめに

近年、漫画やアニメのキャラクターなどが、漫画やアニメの中にとどまらず、様々なグッズとして、また販促のためのツールとして利用されています。

このようなキャラクターは法律上どのように保護されているのかの概略と、他人が作成したキャラクターを引用等により使用する場合の要件について簡単に説明します。

### 第2 キャラクターの保護

#### 1 著作権法による保護

##### (1) キャラクターの著作物性

著作権法で保護される対象は「著作物」すなわち「思想又は感情を創作的に表現したもの」(著作権法2条1項1号)です。しかしながら、「キャラクター」といわれるものは、「具体的表現から昇華した登場人物の人格というべき抽象的概念であり、具体的表現そのものではなく、それ自身が思想又は感情を創作的に表現したものである」とされており、キャラクターそのもの(登場人物・生物の人格、設定といった抽象的概念)が、著作権法上保護されているものではありません。

そのため、例えば、小説に出てくるキャラクターの設定を使用して別の漫画作品を創作したとしても、キャラ設定は抽象的概念にすぎないので著作権侵害ということにはなりません。

一方、漫画やアニメの登場人物といったキャラクターについては、漫画の1コマやイラストといった具体的な表現が存在し、通常はこの具体的なイラスト等について著作物性が肯定され、著作権法上保護されることになります。

一例として、擬人化したカエルのキャラクターについて複製権・翻案権の侵害が争われた事例があります(東京高裁平成13・1・23「ケロケロケロピ事件」)。図1及び図2は同判決別紙1及び2から抜粋)。カエルを擬人化する設定、当該設定からのありふれた表現(目玉が丸くて顔の輪郭から飛び出しているといった基本的な表現)は保護されないとして、具体的に表現されたイラストの細部について比較検討した結果、複製や翻案が否定されました。



図1



図2

なお、著作物として保護されるためには、特段登録等の手続きは不要です。

##### (2) 著作権法上の保護の内容

著作物を創作した者(著作者)は、著作権と著作者人格権を取得します。著作権には、複製権、公衆送信権、譲渡権、翻訳権、翻案<sup>2</sup>権等の権利があり、著作者人格権には、公表権、氏名表示権、同一性保持権があります。

他人の著作物であるキャラクターのイラストを複製したり、当該イラストに依拠して類似のキャラクターのイラストを作成した場合には、著作権侵害(複製権侵害、翻案権侵害)となり、後者の場合には著作者人格権(同一性保持権)の侵

害にもなりえます。

著作権・著作者人格権侵害というためには、他人の著作物を基にして創作したという「依拠性」が必要で、偶然類似したにすぎない場合には、著作権・著作者人格権侵害は成立しません。なお、例えば漫画では複数のコマに様々なバリエーションで表現されていますが、厳密にどのコマに依拠しているかを特定する必要まではありません。

著作権・著作者人格権の侵害となる場合には、損害賠償請求や差止め請求の対象となります。

##### 2 商標法による保護

キャラクターを商標として登録することで、商標法による保護を受けることができます(例えば図3)。

商標法による保護を受けると、他人が、登録商標と同一又は類似するキャラクターを、指定商品(役務)と同一又は類似する商品(役務)に、商標的に使用した場合、商標権侵害として、損害賠償請求や差止め請求が可能となります。



図3 商標登録第3311968号

##### 3 意匠法による保護

キャラクターを意匠として登録することで、意匠法による保護を受けることができます(例えば図4)。

意匠法による保護を受けると、他人が登録意匠と類似する意匠の商品を製造・販売等した場合には、意匠権侵害として、損害賠償や差止め請求が可能となります。

なお、意匠登録をするためには、新規性や創作非容易性等が要件とされており、少なくとも一般に公表した後に意匠登録をすることは困難であるため、意匠による保護を得ようとする場合には注意が必要です。



図4 意匠登録第1132896号

##### 4 不正競争防止法による保護

キャラクターが自社の商品や役務の出所を表示するものとして商品又は役務において使用され、それが著名又は周知といえる状態になっている場合には、他人が当該キャラクターと同一又は類似するキャラクターを商品等に使用する行為について、不正競争防止法違反(著名表示冒用、混同惹起行為)として、損害賠償請求や差止め請求が可能となる場合があります。

### 第3 第三者のキャラクターを使用する場合の注意点(引用を中心に)

1 以下では、社内の研修資料等で第三者のキャラクターの図柄を使用したいといったケースで、著作権者の承諾を

得ずに使用できる場合(著作権法30条以下「著作権の制限」。以下、著作権法を単に「法」といいます)のうち一般的によく問題となる私的使用目的のための複製と引用について説明します。

## 2 私的使用目的のための複製(法30条)

著作権者の許諾を得ることなく著作物を複製することができる場合として、私的使用目的のための複製があります(法30条1項)。もともと、企業等(中小企業でも該当する)の内部で使用する目的で複製する場合には、私的使用目的とはいえないと解されています。

なお、私的使用目的のための複製に該当する場合は、当該著作物を翻案・翻訳することも可能です(法43条1号)。

## 3 引用(法32条)

「引用」に該当する場合は、著作権者の許諾を得ることなく著作物を利用することができます。

適法な引用というためには、条文上、①引用の対象が公表された著作物であること、②公正な慣行に合致する引用であること、③報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内であることが必要とされています。なお、適法な引用か否かについて、明瞭区別性(引用側の著作物と被引用側の著作物とが明瞭に区別されていること)と主従関係(両著作物の間に主従の関係があると認められること)で判断する最高裁判例(最高裁昭55・3・28モンタージュ写真事件第一次上告審)があり、従来はこの2要件を踏まえ判断されてきましたが、近年はこの2要件を用いず、条文上の②・③の要件に則して判断する裁判例が多数出てきています<sup>3</sup>。

以下では、条文上の要件に則した上で、上記判例の要件を考慮して整理しています。

なお、①の「公表された著作物であること」は問題となることが少ないため、②以下について説明します。

### (1) 公正な慣行

②の「公正な慣行」とは、著作物の種類や引用の目的等に照らして、社会通念上妥当であるか否かにより判断されます<sup>4</sup>。

判例上の要件である明瞭区別性は、公正な慣行に合致するか否かを判断する際の考慮要素となり得ると考えられます。

そして、明瞭区別性の要件において、言語の著作物に関しては、カギ括弧でくるなどして引用部分を明らかにすることが求められます。キャラクターの引用においては、例えば、著作権法の社内研修用資料でキャラクターに関する紛争例を紹介する際にイラストを掲載する場合であれば、当該イラスト部分と解説部分は明瞭に区別されていると考えられます。一方、他人のキャラクターを自ら作成したイラストの一部に取り込むような形式での利用は明瞭区別性が認められず、適法な引用とは認められないと考えられます。

なお、他人の著作物を引用する場合、原則として出所明示義務がありますが(48条1項1号)、条文上引用の要件とされておらず、出所が明示されていることが、公正な慣行に沿った引用であることの判断要素の一つと解されています。

(2) 引用の目的上正当な範囲内であること

③の「引用の目的上正当な範囲内であること」の判断において、様々な事情が総合考慮されますが、判例が示した要件である主従関係で考慮されていた事情が参考となると考えられます<sup>5</sup>。

そして、主従関係の判断においては、単に分量の問題だけでなく、引用の目的、引用する著作物・引用される著作物それぞれの性質、内容及び引用の分量、引用の方法・態様等の事情を総合考慮し、当該著作物が想定する読者の一般的な観念に照らし判断されると解されています<sup>6</sup>。

キャラクターの引用においては、明らかに引用されるイラストが分量的に少ない場合でも、本文とは関係なくキャラクターを記載する場合等においては、主従関係乃至引用の目的上正当な範囲内であるという要件が否定されると考えられます。

### (3) 翻案・要約による引用

「引用」により著作物を利用する場合、複製と翻訳が認められるのみで、翻案は条文上認められていません。

言語の著作物については、別の新たな言語の著作物に引用して利用する場合には、原文の継ぎ接ぎの引用しか認めないより、原文の趣旨に忠実な要約による引用を認めたほうが妥当であるとして、要約して引用することも認められると解されています<sup>7</sup>(東京地裁平10・10・30血液型と性格の社会史事件等)。

しかしながら、キャラクターのイラスト等に関しては、翻案が認められていない以上、勝手に着色したり、一部を変更して利用することは認められないと考えられます。

## 第4 最後に

以上、キャラクターに関する法律上の保護についての概要と、他人のキャラクターを著作権者の承諾を得ずに利用できる私的使用目的のための複製及び引用について、簡単に説明をしました。引用の要件については、キャラクターに限らず、他人の文書等を引用する場合にも同様ですので、実務上ご参考にしてください。

この他、キャラクターの利用に関しては、使用許諾契約の内容や承諾を得べき著作権者の特定等、特に注意すべき点もありますので、ご相談いただければと思います。

(文責 松本久美子)

1 最判平成9・7・17民集51・6・2714「ポバイネクタイ事件」  
2 既存の著作物に依拠し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的な表現形式を変更して新たな著作物を創作する行為  
3 東京地判24・9・28、知財高平22・10・13「美術品鑑定証書事件」等  
4 鈴木基宏「Q&A著作権法」222頁  
5 明瞭区別性・従属性が要件②乃至③の要素か否か等には争いがある(半田正夫・松田政行編「著作権法コンメンタル2 第2版」247頁、中山信弘著「著作権法」259頁参照)。  
6 東京高裁昭60・10・17判タ569・38藤田嗣治作品無許可掲載事件控訴審判決等  
7 要約における明瞭区別性においては、括弧ではなく、要約していることが明確となる表現(「要旨、…である」等)が必要となる。